

国立大学法人富山大学救急出向医手当支給細則

令和 6 年 3 月 26 日 制定

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学特命教員等給与規則第 4 条の 2 及び国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則第 18 条の 2 に規定する救急出向医手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 救急出向医手当の支給対象職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 病院特別助教
- (2) 医員
- (3) 大学院医員

(手当額)

第 3 条 救急出向医手当は、次の表に掲げる派遣期間及び災害・救命センターにおける業務割合に応じ、同表に定める額を支給する。

派遣期間	災害・救命センターにおける 業務割合	手当額（月額）
原則 2 か月	100 分の 100	157,510 円
原則 1 年	100 分の 20	83,340 円

(雑則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、救急出向医手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。